

第6回東京都市圏物資流動調査を実施します

- ・東京都市圏物資流動調査は「モノ」の流れを把握することを目的とした調査で、東京都市圏では昭和47年からおおむね10年毎に実施しています。
- ・この調査は、国土交通省及び東京都市圏の都県政令市（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、横浜市）が協力して実施します。
- ・横浜市内もこの調査の対象地域となりますので、事業者の皆様には、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

※物資流動調査は統計法第19条に基づき総務大臣の承認を得て行います。

1 調査期間

令和5年10月～11月

2 調査対象地域（東京都市圏）

東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県

3 調査対象

製造業、卸売業、小売業・飲食店、サービス業、運送業、倉庫業及び郵便業の各事業所のうち統計調査の考え方に基づき抽出した事業所

（※横浜市内は約7千事業所、東京都市圏全体の対象数は約8.5万事業所）

4 調査内容

物流の種類、搬出先、搬出量、輸送手段 など

5 調査手法

調査対象者には、郵送により調査票を配布します。回答は、インターネットと郵送から選択できます。

※本調査の実施については、国土交通省及び東京都市圏の都県政令市で一斉に情報提供しています。
参考に国土交通省関東地方整備局の記者発表資料を添付します。

お問合せ先

都市整備局都市交通課長 森田 真郷 Tel 045-671-3515

令和 5 年 9 月 29 日 (金)

国土交通省関東地方整備局企画部
(東京都市圏交通計画協議会 事務局)

第 6 回東京都市圏物資流動調査にご協力ください

東京都市圏物資流動調査は、東京都市圏に発生・集中する「物」の動きを捉えることを目的とした調査です。

東京都市圏における「物」の流れを把握することにより、都市交通の観点から総合的な物流対策の検討を行う際の基礎資料とします。

この調査は、東京都市圏内に立地する事業所を対象に、どのような物が、どれだけ、どこからどこへ移動しているかなど、物の動きからみた交通実態を把握することを目的に概ね 10 年毎に実施しております、今回が 6 回目の調査となります。

調査の対象として選定された事業所様におかれましては、是非ともご協力いただきますようお願い申し上げます。

調査期間 : 令和 5 年 10 月～11 月

調査対象 : 東京都市圏（東京都（島しょ部を除く）・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県）

製造業、卸売業、小売業・飲食店・サービス業、運送業、倉庫業、水運業、航空運輸業、郵便業の事業所を、統計調査の考え方に基づき抽出して、調査票を配布

<東京都市圏全体対象数 約 8.6 万事業所>

調査方法 : 調査対象事業所に郵送により調査票を配布

回答方法は「インターネット」と「郵送（紙の調査票）」から選択
調査主体 : 国土交通省、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

東京都市圏交通計画協議会 (<https://www.tokyo-pt.jp>)

国土交通省関東地方整備局、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、

横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、

独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、

中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、茨城県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者会、

都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、横浜市政記者クラブ、

横浜ラジオ・テレビ記者会、川崎記者クラブ、

相模原記者クラブ、千葉市政記者会、さいたま市政記者クラブ

問い合わせ先

[東京都市圏交通計画協議会 事務局]

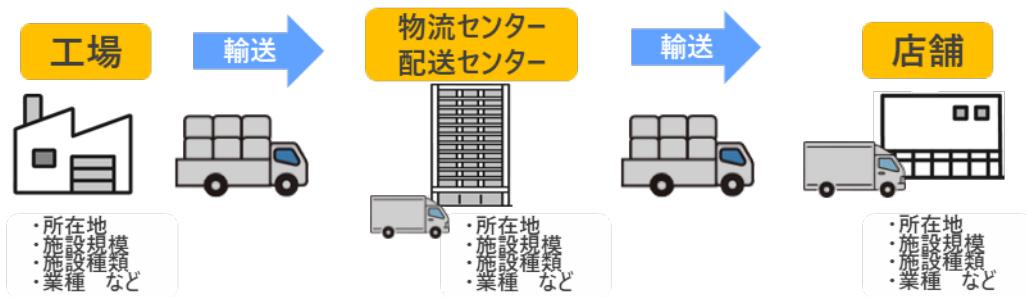
国土交通省 関東地方整備局 企画部 広域計画課 TEL048-601-3151 (代表)

課長 千葉 直志 (ちば なおし) 課長補佐 磯邊 達夫 (いそべ たつお)

東京都市圏物資流動調査とは？

私たちが活動する都市は、生活に必要な食料、衣料といった商品や、産業活動に必要な原料や部品など、多くの「物」が適切に届けられてはじめて成り立ちます。

「東京都市圏物資流動調査」は、東京都市圏内に立地する事業所を対象に、どのような物が、どれだけ、どこからどこへ移動しているかなど、物の動きからみた交通実態を把握することを目的に実施しております。



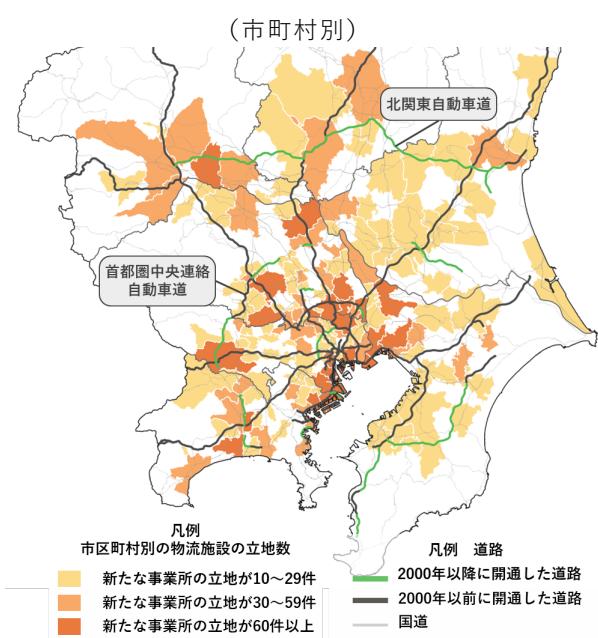
調査結果は、物流施設の立地支援や物資輸送の効率化等、
さまざまな施策を検討するために活用されています

前回 第5回 調査結果の紹介（結果の例）

物流施設の立地動向

京浜港近接地域、高速道路沿線地域に物流施設の立地が進んでいることを把握

2000年以降に開設した物流施設の立地件数



提言

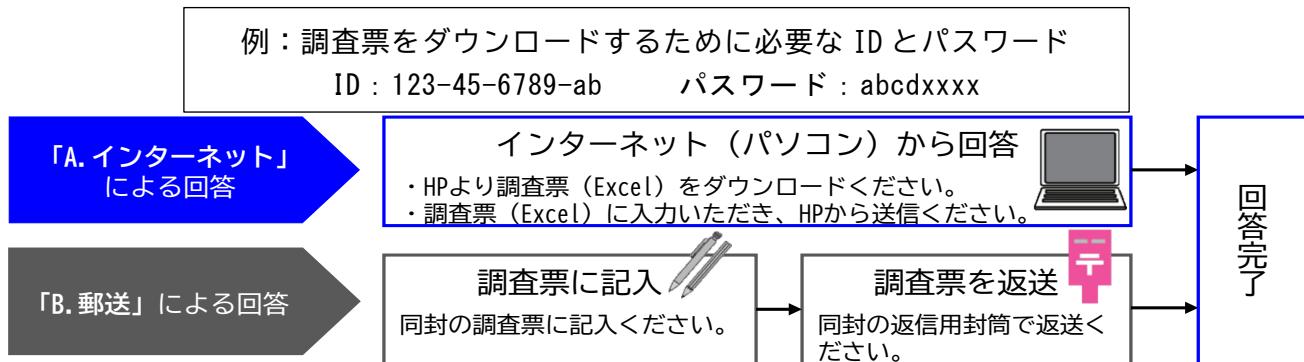
第5回調査では、調査結果に基づき、物流からみた東京都市圏の望ましい都市交通体系を実現するために、5つの方向性に沿った東京都市圏で取り組むべき物流施策を提言しています。

東京都市圏で取り組むべき5つの施策の方向性

- I 臨海部や郊外部における大規模で広域的な物流施設の立地支援
- II 居住環境と物流活動のバランスを考慮した都市機能の適正配置の推進
- III 物資輸送の効率化と都市環境改善の両立
- IV まちづくりと一体となった端末物流対策の推進
- V 大規模災害時も機能する物流システムの構築

本調査ではインターネットによる回答を推奨します

- 回答方法は、「A.インターネット」と「B.郵送」のいずれかからお選びいただけます。
- 「A.インターネット」でご回答いただく場合は、調査票（Excel）をダウンロードいただくために、送付した調査物件に同封されている「ID」と「パスワード」が必要になります。



回答の流れ

「A.インターネット」での回答の流れ（推奨）

（1）調査票ファイルの入手方法

- 東京都市圏交通計画協議会のホームページから物資流動調査の専用ページにアクセスください。
- 表面に記載してある「ID」「パスワード」でログイン後、画面の説明に沿って調査票ファイルをダウンロードしてデスクトップ等に保存し、ご回答ください。

（2）調査票ファイルの返信方法

- 上記と同様の方法で物資流動調査の専用ページにアクセスし、「ID」「パスワード」をご入力の上、画面の説明に沿ってご記入いただいた調査票ファイルを送信してください。
- 送信が完了すると、画面が切り替わり終了になります。

【東京都市圏交通計画協議会 HP】



【物資流動調査専用ページ】

ID・パスワードでログイン

ログインID: パスワード: ログイン

「B.郵送」での回答の流れ

（1）調査票に記入

- 同封の調査票にご記入ください。

（2）返信用封筒で郵送

- ご記入いただいた調査票を返信用封筒（切手不要）に入れてポストに投函いただき、終了となります。

第6回東京都市圏物資流動調査

① 物資流動調査の目的

物資流動調査は、東京都市圏における「物」の流れを把握することにより、都市交通の観点から総合的な物流対策の検討を行う際の基礎資料を得ることを目的としています。

② 調査期間

調査期間は、令和5年10月～11月までの約2か月間です。

③ 調査対象

調査の対象地域は、東京都市圏（東京都（島しょ部を除く）・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県）を、統計調査の考え方に基づき抽出して、調査票を配布。製造業、卸売業、小売業・飲食店・サービス業、運送業、倉庫業、水運業、航空運輸業、郵便業の事業所を統計調査の考え方に基づき抽出

（東京都市圏全体対象数 約8.6万事業所）



<東京都市圏交通計画協議会>

東京都市圏は、そこに住む人々の生活や活動の場であるとともに、我が国の政治、経済、文化の中核的な役割を果たしている世界最大の都市圏です。

東京都市圏では、人や物の動きが都県を越えて広域に及んでおり、人々の多彩な活動や物の流れを支える交通のあり方は、都市圏全体を見据えた広域的な課題として検討していく必要があります。

このため、東京都市圏内の都県・政令市及び関係機関が相互に協力・調整し、東京都市圏における総合的な都市交通計画の推進に資することを目的として「東京都市圏交通計画協議会」を1968年（昭和43年）に発足し（当時は東京都市群交通計画委員会）、継続して50年以上にわたって活動しています。